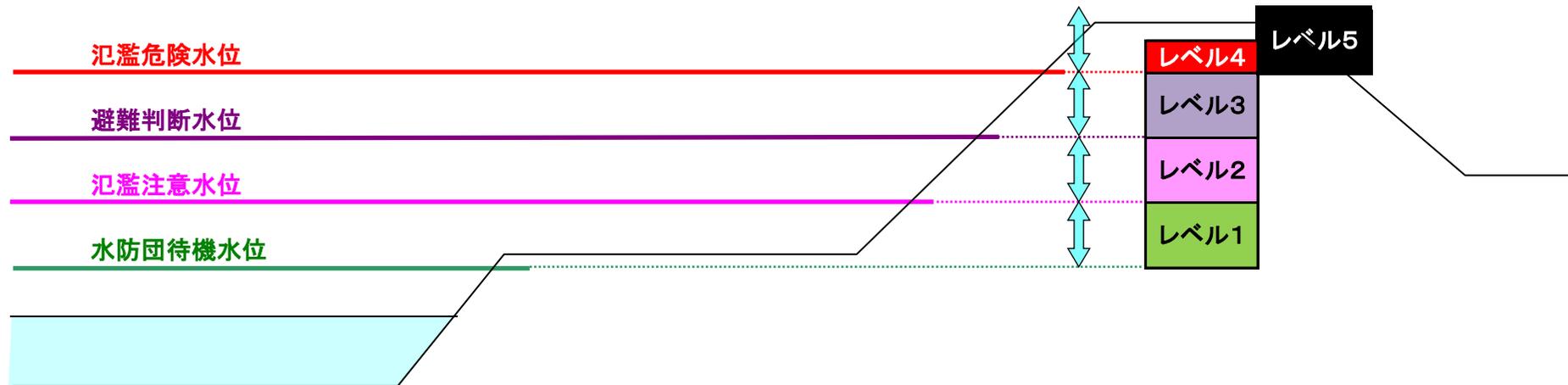


水位名称と危険度レベルの関係



水位危険度レベル	水位名称	水防警報	氾濫情報	位置づけ等
レベル5	氾濫の発生	—	氾濫発生情報(第4報)	堤防が決壊するなどして「 氾濫 」している状況
レベル4	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	—	氾濫危険情報(第3報)	避難行動の判断の目安となる水位。
レベル3	避難判断水位	—	氾濫警戒情報(第2報)	避難所開設準備の目安となる水位。
レベル2	氾濫注意水位	出動	氾濫注意情報(第1報)	水防団が出動する目安となる水位。
レベル1	水防団待機水位	準備	—	水防団が準備する目安となる水位。

※水防法第13条に規定される特別警戒水位とは、

- ①洪水により河川がはん濫し避難が必要となるおそれがあることを住民に周知するための水位。
- ②関係市町村長が避難勧告等発令する目安の一つにもなる。
- ③氾濫危険水位の設定にあたっては、「最も危険な箇所の堤防天端」から「避難行動等に必要時間の水位上昇量」を差し引いた水位を設定している。